

報道資料

職員の処分について

1 被処分者 熊本市西消防署 消防士長

すぎやま まさなり
杉山 正也(男性・27歳)

2 処分内容 免職

3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号(法令違反)
地方公務員法第29条第1項第3号(一般非行)

4 処分日 令和6年(2024年)10月18日(金)

5 事実の概要 被処分者は、令和6年9月30日(月)の非番日に、熊本市中心街の飲食店及び店舗において、それぞれ女性客1名に対して盗撮行為を行い、店舗からの通報により、警察から事情聴取を受け、その事実を認めたもの。

また、消防局においても、被処分者に事情聴取を行ったところ、盗撮の事実とともに、過去にも盗撮行為を行ったことを認めており、現在、逮捕されていないものの、一連の盗撮行為については捜査中である。

6 関係者の処分 管理監督責任として、被処分者の上司3名を厳重注意(文書)とした。

7 今後の対応 不祥事防止に向けて全庁を挙げて取組んでいる中、このような不祥事を起こしましたことを大変重く受け止めており、市民の皆様にご迷惑を深くお詫び申し上げます。

今後は、全職員に対し再発防止を図るとともに、職員一丸となって信頼回復に向け全力で取組んでまいります。

問合せ先

熊本市消防局総務部

首席審議員兼総務課長

池松(いけまつ)

096-363-0119